

# 機 構 及 び 事 務 分 掌

平成 21 年 6 月

水 道 局

目 次

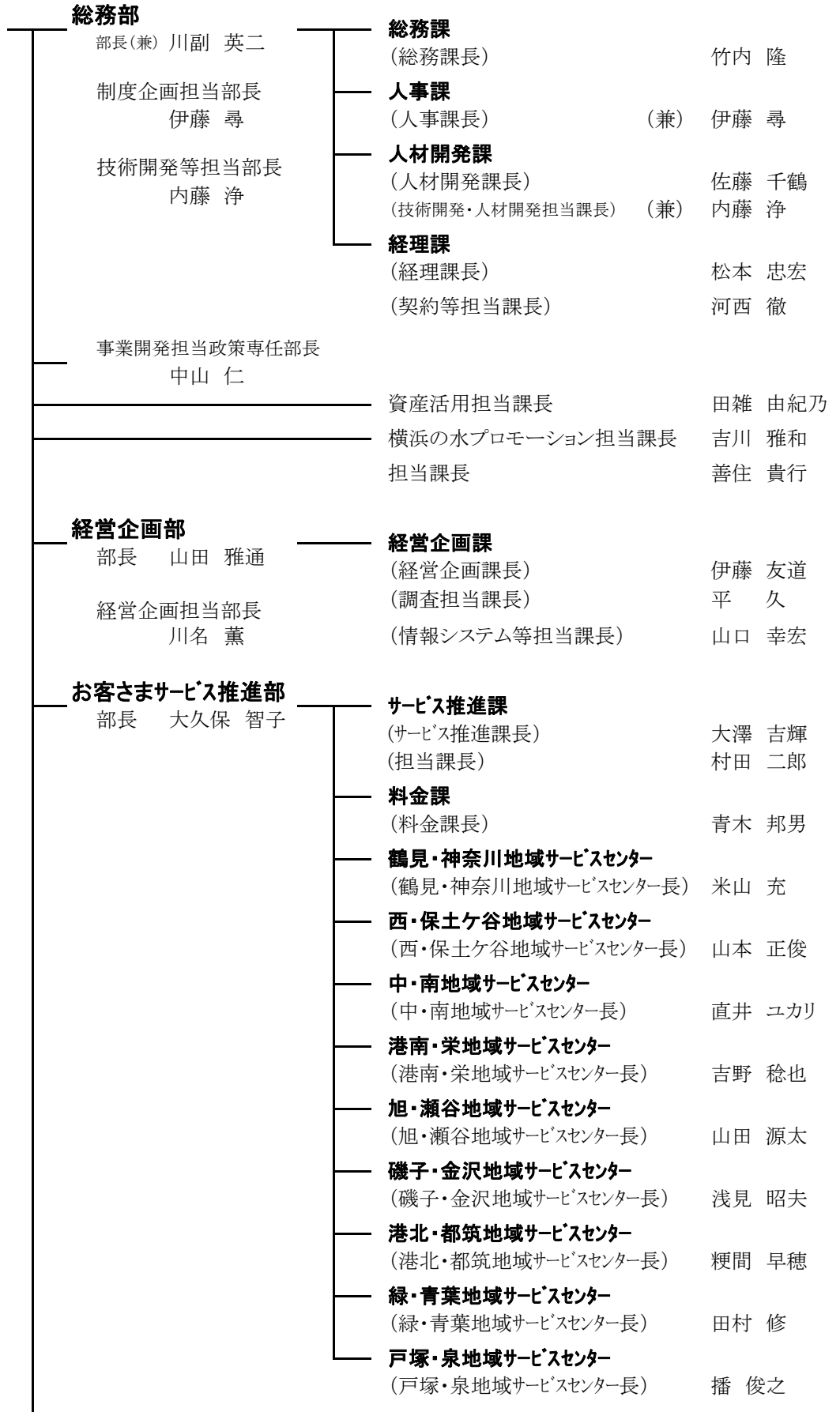
組 織 図	_____	1 ~ 2
事 務 分 掌	_____	3 ~ 17

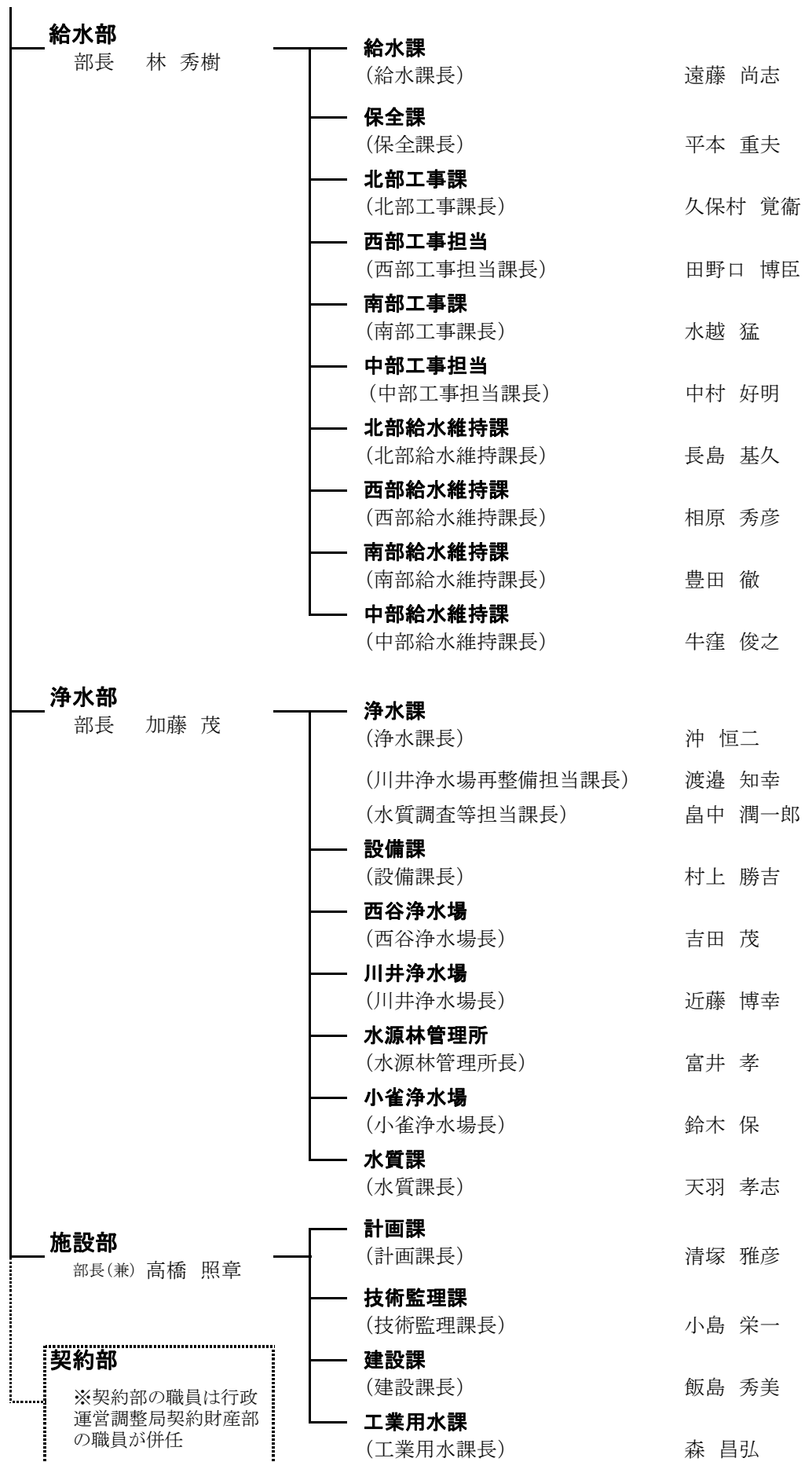
水道局組織図(平成21年6月4日現在)

水道事業管理者  
局長 齋藤 義孝

副局長(担当理事)  
<改革推進担当兼務>  
川副 英二

水道技術管理者  
(担当理事)  
高橋 照章





《出向・派遣・応援は除く》

# 水道局事務分掌

## 総務部

### 総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 職制に関する事。
- (4) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (5) 市会議案の審査に関する事。
- (6) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (7) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 庁中の取締りに関する事。
- (10) 危機管理対策に係る計画及び実施の総合調整に関する事。
- (11) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (12) 水道記念館に関する事。
- (13) 他の部及び課の主管に属しない事。

### 人事課

- (1) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (2) 職員の給与及び服務に関する事。
- (3) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (4) 職員の職階制に関する事。
- (5) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (6) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職員の安全衛生に関する事。
- (9) 職員共済組合及び健康保険組合に係る連絡調整に関する事。
- (10) 水道局職員厚生会に関する事。
- (11) その他労務に関する事。

## 人材開発課

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関する事。
- (3) 国外の水道事業者等との交流に関する事。
- (4) 研修施設の維持管理に関する事。
- (5) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関する事。
- (6) その他研修に関する事。

## 経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (7) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (8) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (9) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (10) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (11) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (12) その他経理に関する事。
- (13) 工事、製造等請負契約に関する事(契約第一課の主管に属するものを除く。)
- (14) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事(契約第二課の主管に属するものを除く。)
- (15) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事(契約第二課の主管に属するものを除く。)
- (16) その他契約に関する事(契約部の主管に属するものを除く。)

## 資産活用担当

- (1) 局資産(知的財産等を含む。)の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品(水道メーターを除く。)の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産の棚卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。

## 横浜の水プロモーション担当

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

## 経営企画部

### 経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) 電子計算機事務の総括に関すること。
- (8) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (9) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。
- (10) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関すること。
- (11) 情報セキュリティに関すること。
- (12) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。

## お客さまサービス推進部

### サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動(水のペットボトル詰等に係るものを含む。)の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理業務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

## 給水部

### 給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。



## 保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具(水道メーターの検針に係る装置を除く。)の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法(昭和32年法律第177号)第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (8) 水道メーターに関すること(給水維持課の主管に属するものを除く。)

## 北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区(以下「北部地域」という。)並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区(以下「西部地域」という。)における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること(北部給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること(北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 西部工事担当

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること(西部給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること(西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区(以下「南部地域」という。)並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区(以下「中部地域」という。)における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること(南部給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること(南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 中部工事担当

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること(中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること(中部給水維持課の主管に属するものを除く。)
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること(中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。)

## 北部給水維持課

- (1) 北部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 北部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 北部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 北部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 北部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 北部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(北部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 北部地域における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例(昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。)の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 北部地域における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 北部地域における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 北部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) 北部地域における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 北部地域における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他北部地域における給水装置工事に関すること。

## 西部給水維持課

- (1) 西部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(西部工事担当の主管に属するものを除く。)
- (4) 西部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(西部工事担当の主管に属するものを除く。)
- (8) 西部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西部地域における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西部地域における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) 西部地域における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西部地域における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西部地域における給水装置工事に関すること。

## 南部給水維持課

- (1) 南部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 南部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (4) 南部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 南部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 南部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 南部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(南部工事課の主管に属するものを除く。)
- (8) 南部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 南部地域における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 南部地域における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 南部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) 南部地域における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 南部地域における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他南部地域における給水装置工事に関すること。

## 中部給水維持課

- (1) 中部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること(中部工事担当の主管に属するものを除く。)
- (4) 中部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること(中部工事担当の主管に属するものを除く。)
- (8) 中部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中部地域における配水路線、配水管(配水加圧ポンプに係るものを除く。)及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中部地域における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) 中部地域における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中部地域における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中部地域における給水装置工事に関すること。

## 浄水部

### 浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること(浄水場の主管に属するものを除く。)
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事(電機計装設備に係るものを除く。)の計画、設計、調査及び研究に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 設備課

- (1) 電機計装設備工事(庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。)に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備(庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。)の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

## 西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区都岡町8番地先)より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区今宿西町378番地先)より下流(以下「青山系統等の下流」という。)の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。

## 川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区都岡町8番地先)より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点(旭区今宿西町378番地先)より上流(以下「青山系統等の上流」という。)の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。

## 小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計(浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。)及び施行に関する事。



## 水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験(浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。)、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

## 施設部

### 計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること(給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。)
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 技術監理課

- (1) 工事の安全監理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること(総務部人材開発課の主管に属するものを除く。)
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (7) 国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (9) 災害対策拠点の施設及び設備の点検に関すること。
- (10) 工事施行に起因する家屋等の損害に係る事務の指導及び調整に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

## 建設課

- (1) 基幹施設整備事業(給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。)その他これに準ずる建設改良事業(以下「基幹施設整備事業等」という。)の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事(他の部の主管に属するものを除く。)
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事(他の部の主管に属するものを除く。)
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

## 工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例(昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。)に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

## 契約部

### 契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負業者の信用、業態調査及び選定等に関すること。
- (3) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (4) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約に係る業者の相談に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 工事、製造等請負に係る業界団体に関すること。
- (9) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 契約第二課

- (1) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る契約に関すること。
- (2) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業者の信用、業態調査及び選定に関すること。
- (3) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (4) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の契約に係る検査に関すること。
- (5) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業界団体に関すること。

平成 21 年 度

# 水道局事業概要

～快適な市民生活を支える安心の水道を目指して～

水 道 局



水道局キャラクター「はまピョン」

# 目 次

## I 水道事業会計

- 1 予算概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成21年度水道局予算の施策体系・・・・・・・・ 3
- 3 主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 工業用水道事業会計

- 1 予算概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## III 参考

- 1 平成21年度水道事業会計予算概要表・・・・・・・・ 13
- 2 平成21年度工業用水道事業会計予算概要表・・・・ 14

# I 水道事業会計

## 1 予算概況

平成21年度予算は、\*横浜市水道事業中期経営計画[平成21年度～23年度]に基づき「将来へ向けた持続可能な事業経営の礎となる第一歩」と位置づけ、水道施設の更新・耐震化、環境施策の積極的な取組みのほか、国際貢献の推進や新たなビジネス展開に向けた体制の構築を検討します。また、スクラップアンドビルドの徹底など、一層の経営効率化を進め、より強固な経営基盤を築いてまいります。

\*従来の「横浜市水道事業中期経営計画[平成18年度～22年度]」について、水道施設の更新・耐震化のスピードアップや環境保全・国際貢献への更なる取組みを通じて、持続可能な水道サービスを提供していくことを目的に見直した3か年の実施計画（平成21年度～23年度）を言います。

### (1) 水道料金収入の微減

給水戸数の増はあるものの、1戸あたり使用水量は依然として減少傾向が続いていることから、20年度当初予算の753億円に比べ**5億円(0.7%)減の748億円**を見込みました。

### (2) 経費の節減

#### ア 人件費の減額

業務の見直しや民間委託の拡大により、**職員定数を106人削減**するほか、退職手当が20年度に引き続き高水準（定年退職127人、33億円）であるため、退職給与引当金を11億円取崩すことにより平準化します。20年度に比べ、総額で**4億円(2.0%)減の185億円**としました。

#### イ 経営の効率化による物件費等の減額

お客さまサービス向上のために必要な予算を確保する一方、既存事業に係る事業手法の見直しなど徹底した経費節減に努め、より一層の経営の効率化を推進します。総額で20年度に比べ**3億円(1.2%)減の217億円**としました。

### (3) 配水管等の耐震化のための建設改良費の確保

導水管等の重要施設について、新耐震基準による耐震補強工事やPFI手法による川井浄水場の再整備に着手するほか、配水池や浄水場設備の更新・改良等を実施します。また、市内9,000kmを超える配水管の耐震化事業費を増額し、計画の前倒しを図ります。これらに対処するため、建設改良費(主要事業)は、20年度に比べて**3億円(1.1%)増の268億円**としました。

### (4) 企業債残高の縮減

企業債発行額を企業債償還額の範囲内に抑える、横浜方式のプライマリーバランスの黒字を維持します。これにより年度末の企業債残高を20年度より**1億円減の1,974億円**としました。

### (5) 純利益の確保と累積資金残額

当年度の純損益は**37億円の純利益**を見込み、**21年度末の累積資金残額は84億円**を見込みました。

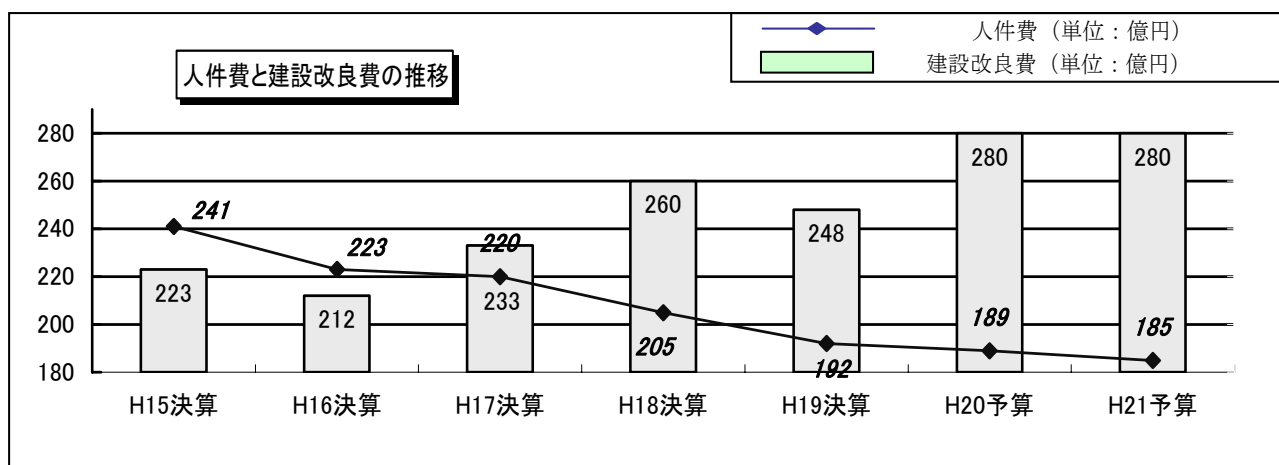
## (1) 業務の予定量

区 分	平成21年度予定	平成20年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,771,000 戸	1,746,000 戸	25,000 戸	1.4
年 間 総 給 水 量	438,365,000 m <sup>3</sup>	438,730,000 m <sup>3</sup>	△ 365,000 m <sup>3</sup>	△ 0.1
1 日 平 均 給 水 量	1,201,000 m <sup>3</sup>	1,202,000 m <sup>3</sup>	△ 1,000 m <sup>3</sup>	△ 0.1
<b>職 員 計 画</b>	<b>1,819 人</b>	1,925 人	<b>△ 106 人</b>	△ 5.5

## (2) 当初予算比較

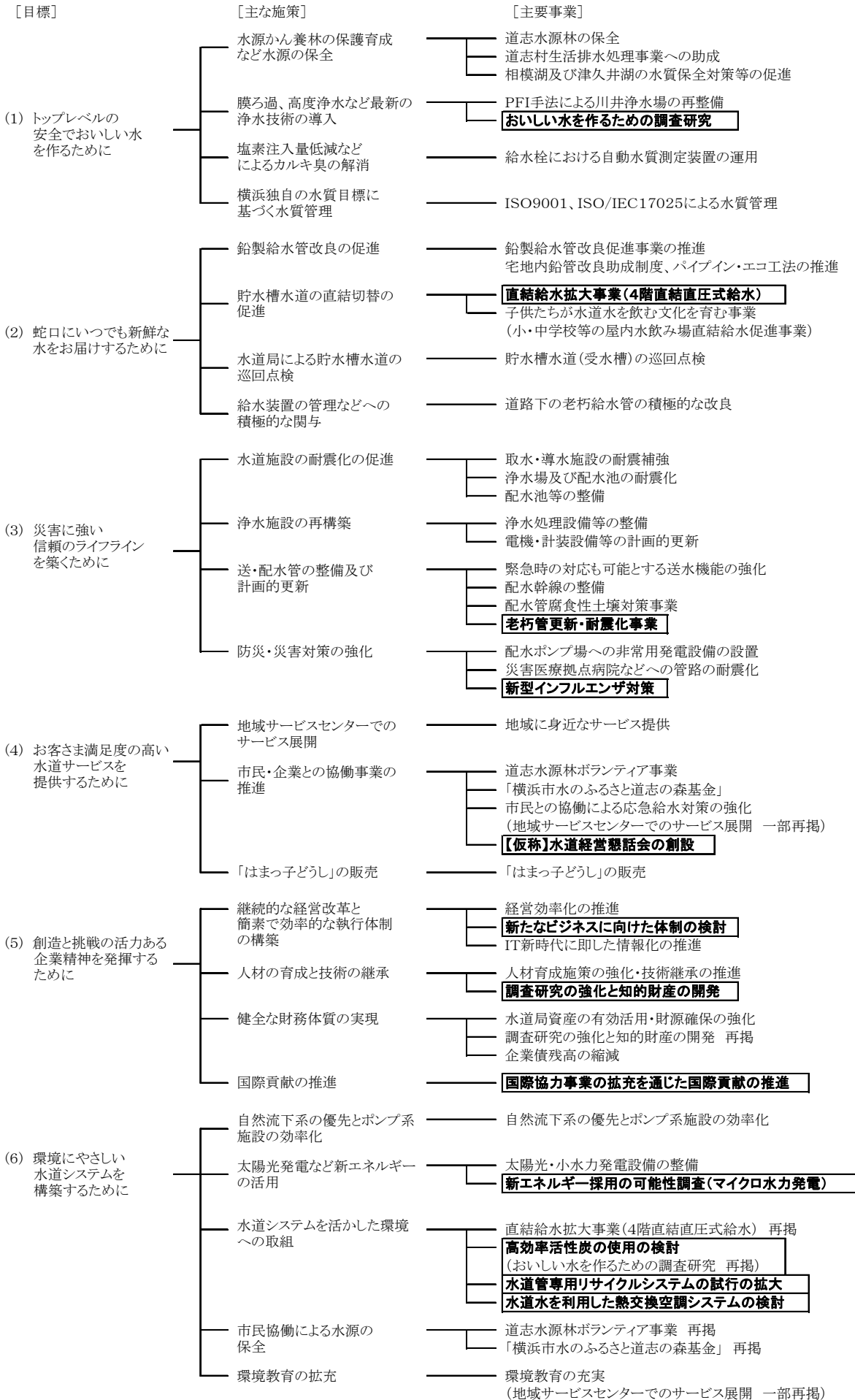
(単位：百万円)

区 分	平成21年度予算(案)	平成20年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
収 益 的 収 入	88,559	89,911	△ 1,352	△ 1.5
うち水道料金	<b>74,797</b>	75,324	<b>△ 527</b>	<b>△ 0.7</b>
収 益 的 支 出	83,655	84,175	△ 520	△ 0.6
うち人件費	<b>18,505</b>	18,888	<b>△ 383</b>	<b>△ 2.0</b>
うち物件費等	<b>21,702</b>	21,958	<b>△ 256</b>	<b>△ 1.2</b>
差 引	4,904	5,736	△ 832	—
<b>当 年 度 純 損 益</b>	<b>3,726</b>	4,549	<b>△ 823</b>	—
資 本 的 収 入	14,193	15,396	△ 1,203	△ 7.8
うち企業債	<b>11,364</b>	12,954	<b>△ 1,590</b>	<b>△ 12.3</b>
資 本 的 支 出	40,391	42,248	△ 1,857	△ 4.4
うち建設改良費	28,021	28,026	△ 5	△ 0.0
うち基幹施設整備及び配水管整備事業費	<b>26,800</b>	26,500	<b>300</b>	<b>1.1</b>
うち企業債償還金	<b>11,509</b>	13,330	<b>△ 1,821</b>	<b>△ 13.7</b>
差 引	△ 26,198	△ 26,852	654	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 1,466	△ 1,645	179	—
累 積 資 金 収 支	<b>8,400</b>	9,866	<b>△ 1,466</b>	—
企 業 債 残 高	<b>197,383</b>	197,528	<b>△ 145</b>	—



## 2 平成21年度水道局予算の施策体系

**太字**は新規・拡充事業





### 3 主要事業

#### (1) トップレベルの安全でおいしい水を作るために

##### ア 水源かん養林の保護育成など水源の保全

6億6,996万円

(ア)道志水源林の保全 7,853万円  
道志村に保有する本市水源かん養林(2,873ヘクタール)を保全します。  
21年度は、枝打ちや間伐等により178ヘクタールの水源林を整備します。

(イ)道志村生活排水処理事業への助成 4,712万円  
道志村が実施する合併処理浄化槽設置工事(平成13年度～)に対し、本市から費用の一部を助成します。  
19年度までに約350基の設置が完了し、20年度は35基、21年度は40基設置します。

(ウ)道志水源林ボランティア事業  
(1,135万円 別掲P8)

(エ)「横浜市水のふるさと道志の森基金」  
(555万円 別掲P8)

(オ)相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進 5億4,431万円  
水源地域の流域下水道整備事業への助成や相模湖の湖底にたまった土砂を除去することなどにより、相模湖及び津久井湖の水質保全や貯水容量の回復等を図ります。

##### イ 膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入

1,526万円

(ア)PFI手法による川井浄水場の再整備 500万円  
川井浄水場を\*PFI手法により全面的に更新(21～25年度)します。  
21年度は、PFI事業者が設計及び工事に着手します。

\*PFI:公共施設の建設、管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。

(イ)おいしい水を作るための調査研究【拡充事業】 1,026万円  
大学や他の水道事業者との連携により、かび臭等異臭味対策などの調査研究を進めます。

- ・微粉炭を用いた新たな浄水処理の研究
- ・かび臭発生生物の画像認識による自動計測技術の開発
- ・相模湖におけるかび臭発生対策調査
- ・老朽化した給水管内における水質の安全性調査

##### ウ 塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消

1億1,592万円

給水栓で残留塩素濃度を監視する自動水質測定装置の設置を、20年度までに82台全てが導入済みです。これまでに5ブロック(磯子、鶴ヶ峰、上永谷、菅田、中尾)の塩素注入量の低減化を実施していますが、21年度は新たに6ブロック(恩田、三保など)において、塩素注入量の低減化を図ります。

##### エ 横浜独自の水質目標に基づく水質管理

213万円

国際規格であるISO9001の品質管理及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続します。これにより、臭気やトリハロメタン等の8項目について国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

## (2) 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

### ア 鉛製給水管改良の促進

7億8,330万円

鉛製給水管のうち、道路部分については22年度までに水道局が施工します。宅地内部分については、助成制度等を活用し、26年度までに全てを改良します(建替え等により解消すると見込まれる部分を除く)。

助成制度は、お客さまが新しい管に取替える際、工事費の2分の1(上限5万円)を助成するものですが、このほか水道局が\*パイプイン・エコ工法により施工(無料)することで、宅地内鉛製給水管の早期解消に努めます。

\*パイプイン・エコ工法：鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を押し込んで内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法

### イ 貯水槽水道の直結切替の促進

3億1,900万円

#### (ア)直結給水拡大事業(4階直結直圧式給水)【拡充事業】

100万円

直結給水には、配水管の圧力を利用した直結直圧式と、お客さまがポンプを設置する直結増圧式があります。現在、市街化調整区域等特定の地域を除いた市域の99%以上で3階直結直圧式給水が可能となっています。

21年度は、新たに建築される中高層建物について、平成21年4月1日から直結直圧式給水の対象を3階から4階までに拡大しました。

#### (イ)子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

(小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業)

3億1,800万円

冷たくておいしい水が飲める環境をつくることで水道水の信頼を高め、未来を担う子供たちが、蛇口から直接水道水を飲む文化を育むことを目的とする事業です。

21年度は、20年度と同様に36校を助成し、23年度末までに182校を直結給水化します。

### ウ 水道局による貯水槽水道の巡回点検

225万円

法令上検査義務が求められていない8<sup>m</sup>以下の小規模受水槽を含む市内の全ての貯水槽水道(約20,000箇所)を対象に、水質検査、貯水量等の点検を18年度から22年度までの5年間で行います。また区福祉保健センターと連携し、受水槽の適正な管理について指導・助言するとともに、直結給水方式についての必要な情報を提供し、受水槽方式からの切替を促進します。

### エ 給水装置の管理などへの積極的な関与

4億2,500万円

道路下の給水装置については、現実的にお客さまが維持管理することは困難です。このため水道局が漏水修理や配水管の更新時に合わせ、管理が容易で耐震性及び施工性に優れたステンレス鋼管に更新します。

### (3) 災害に強い信頼のライフラインを築くために

#### ア 水道施設の耐震化の促進

25億7,014万円

(ア) 取水・導水施設の耐震補強 15億1,212万円  
停電時にも安定して導水ができる自然流下系の取水・導水施設の耐震化を図ります。

みずば

- ・相模原市大島(水場)から田名(減圧水槽)間口径1,500mm導水管布設替工事(道志川系)
- ・鶴ヶ峰駅から西谷間口径1,100mm導水管補強工事(相模湖系)

(イ) 浄水場及び配水池の耐震化 8億6,749万円  
浄水場等の大部分は築造後40年以上が経過して老朽化が進んでいるため、計画的に更新改良を行い、浄水場及び配水池等の耐震化を進めます。

- ・西谷浄水場沈でん池耐震補強工事
- ・港南台1・2号配水池耐震補強工事

(ウ) 配水池等の整備 1億9,053万円  
配水池は災害時には応急給水拠点になり、また分散して配備することでポンプのエネルギーを節減する効果もあることから、今後も整備を進めます。

- ・汐見台配水槽築造工事

#### イ 浄水施設の再構築

30億9,929万円

(ア) 浄水処理設備等の整備 4億7,507万円  
浄水場の水処理の安定性を継続させるため、浄水施設の改良等を行います。

- ・小雀浄水場排水処理掻寄機更新工事
- ・小雀浄水場次亜塩素素注入設備改良工事(中・後塩素)

(イ) 電機・計装設備等の計画的更新 26億2,422万円  
安定給水のために必須となるポンプ設備や計装設備などの設備を計画的に更新します。

- ・西谷浄水場計装設備更新工事
- ・菅田ポンプ場設備更新工事



## ウ 送・配水管の整備及び計画的更新

212 億 3,969 万円

(ア) 緊急時の対応も可能とする送水機能の強化 23億8,010万円  
各浄水場と配水池を結ぶ送水管等の整備を進め、水源事故や停電などによる浄水場の停止などの緊急時におけるバックアップ体制を強化し、一層の安定給水を図ります。

- ・共同溝工事（新杉田共同溝）
- ・新磯子幹線口径1,200mm送水管新設工事
- ・鶴ヶ峰幹線口径1,000mm送水管新設工事

(イ) 配水幹線の整備 26億5,288万円  
水圧の均等化や、漏水破裂事故時に断水区域や断水時間を少なくするため、管路のループ化やバックアップ管の整備など配水幹線の整備を行い、安定給水を確保します。

- ・野庭線から磯子高区線口径700mm配水管新設工事
- ・環状4号線口径1,200mm配水管新設工事
- ・上飯田線から白百合高区線口径500mm配水管新設工事

(ウ) 配水管腐食性土壌対策事業 11億9,059万円  
腐食性土壌に埋設された配水管は、耐用年数に達する前でも腐食が進行し、漏水が発生する可能性が高くなります。特に市民生活に多大な影響を及ぼす口径400mm以上の大口径管を優先的に更新するものですが、21年度は3.4kmを予定しています。

(エ) 老朽管更新・耐震化事業【**拡充事業**】 150億1,612万円  
経年劣化で、漏水・破裂、赤水などが発生する恐れがある老朽管(821km)を12年度から22年度までの計画で更新を行っているもので、18年度から全面的に耐震管を採用しています。  
21年度は、現行計画をスピードアップさせ、耐震化を推進します。

## エ 防災・災害対策の強化

3 億 9,800 万円

(ア) 配水ポンプ場への非常用発電設備の設置 1 億 9,159 万円  
大規模停電などの緊急時に備え、整備が完了済みの浄水場に加えて、他の系統からの切替えに長時間を要するポンプ場に非常用発電設備を設置します。  
21年度は、野毛山・菅田の2配水ポンプ場に設置します。これにより7箇所のポンプ場への設置が全て完了しますので、安定給水が一層強化されることとなります。

(イ) 災害医療拠点病院などへの管路の耐震化 1 億 9,941 万円  
災害時に医療活動に支障をきたさないよう、災害医療拠点病院などに給水している配水管を耐震化します。  
計画した災害医療拠点病院への管路13箇所の整備を完了し、21年度は救急告示医療機関7箇所の配水管を整備します。

(ウ) 新型インフルエンザ対策【**新規事業**】 700万円  
市民生活に重要なインフラである水道は給水の万全を期する必要があります。このため職員への感染予防措置として、国内で新型インフルエンザがヒトからヒトに感染する段階「フェーズ4B」より、全職員に感染防護具を着用する体制としています。  
全職員50日分の「感染防護具」の備蓄を行うほか、浄水場等の水道施設の運転管理業務に係る要員等の確保、事業所間応援体制の整備、水道工事事業者への応援体制の構築などを行います。

#### (4) お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

##### ア 地域サービスセンターでのサービス展開

1,855万円

地域サービスセンターでは、これまで行ってきた小学校での出前水道教室、自治会・町内会等との防災訓練について、回数・内容等を充実させます。

また、区民祭りなど地域イベントに、今後も積極的に参加するほか、地域の特性に合わせた事業を展開します。

##### イ 市民・企業との協働事業の推進

2,816万円

###### (ア)道志水源林ボランティア事業 1,135万円

人手不足などにより手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの手により5ヘクタールを整備し、水源かん養機能の高い森林に再生します。

この活動を通じて、水源保全の大切さのPRや、水源保全に対する市民の理解と協力をさらに広げます。

###### (イ)「横浜市水のふるさと道志の森基金」

555万円

本市では、道志水源林ボランティアの活動を支援する「横浜市水のふるさと道志の森基金」を設置しています。

21年度は、市民・企業などの寄附金や「はまっ子どうし」の売上金の一部などによる基金への積立てを継続するとともに、道志水源林ボランティア事業に活用し水源林の再生に努めます。

###### (ウ)市民との協働による応急給水対策の強化

(地域サービスセンターでのサービス展開

一部再掲)

1,052万円

市民が災害時に主体的に活動できるよう、地域住民参加による災害用地下給水タンクや緊急給水栓の応急給水訓練を引き続き実施します。

また、21年度は、20年度に引き続き各地域サービスセンターに配備されている車載用給水タンクを整備し、災害時や断水時の運搬給水体制を強化します。

###### (エ)「暮らしと横浜の水道」懇話会の創設

【新規事業】

74万円

水道事業を取り巻く環境の変化に機敏に対応する持続可能な経営基盤の確立を図るほか、開かれた水道経営を目指す目的で、消費者や有識者など、外部の視点から助言・提言をいただくための常設の懇話会を設置しました。

##### ウ 「はまっ子どうし」の販売

1億6,289万円

横浜市のオフィシャルウォーターである「はまっ子どうし」の販売を通じ、「水のおいしい都市：横浜」の水道水の高い品質を積極的に広報します。また、環境を守り育てる商品として「横浜市水のふるさと道志の森基金」による水源林の保全や、アフリカ支援による国際貢献に寄与するとともに、「はまっ子どうし」を通じた環境への取組みについて積極的に検討します。

21年度は、230万本の販売を目指します。

## (5) 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

### ア 継続的な経営改革と簡素で効率的な執行体制の構築

17億5,830万円

(ア) 経営効率化の推進 13億7,328万円  
検針及び料金未納整理業務について民間委託地域の拡大を推進しています。  
21年度は新たに鶴見・神奈川、西・保土ヶ谷、緑・青葉、戸塚・泉の8区で実施します。  
この結果、実施した検針業務の民間委託は18区中16区、料金未納整理業務の委託は12区となります。

(イ) 新たなビジネスに向けた体制の検討  
**【新規事業】** 50万円  
近代水道創設以来、120年を超える長い歴史の中で培ってきた高い技術力や豊富なノウハウを活用し、国内外の水道事業が抱える課題解決に貢献できる業務分野など、収入の確保につながる新たな体制を検討します。

(ウ) IT新時代に即した情報化の推進 3億8,452万円  
水道局の業務システムやネットワーク等を最大限に活用し、お客さまサービスの向上や業務の効率化などを進めます。  
21年度は、20年度に引き続き庶務事務システム導入に向けて、行政運営調整局とシステム改修のための調整を行います。

### イ 人材の育成と技術の継承

4,903万円

(ア) 人材育成施策の強化・技術継承の推進 4,903万円  
水道事業を持続可能とするため、OJTを基本に、集合研修や専門機関で行われる研修などを効果的に組み合わせ、職員の意識改革と能力開発を進めます。  
また、災害時や事故時の対応等、ベテラン職員が培ってきた技術を継承し発展させる研修や制度の充実を図ります。

(イ) 調査研究の強化と知的財産の開発  
**【新規事業】**  
局内に「水道局研究開発推進委員会」を設け、組織的に研究開発を推進する体制を整備します。その成果として知的財産に結びつくものは、積極的に特許等を取得して収入の確保・ビジネス化につなげていきます。

### ウ 健全な財務体質の実現

(ア) 水道局資産の有効活用・財源確保の強化(収入)  
貴重な経営資源である活用可能な資産を最大限に有効活用するとともに、\*NEDOなど国以外の補助金の導入を行うなど、積極的に財源の確保を図ります。  
(主な内容)  
不動産の活用：計画的な未利用地の売却、一時貸付の拡大や中長期的な貸付の実施など  
知的財産や技術の活用：特許料、水質分析業務・漏水調査などの受託収入  
その他：広告料収入、「はまっ子どうし」の販売など

\*NEDO：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

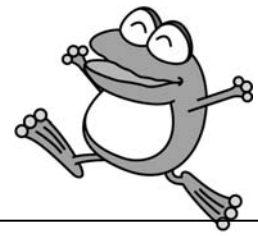
(イ) 調査研究の強化と知的財産の開発  
再掲

(ウ) 企業債残高の縮減  
企業債発行額を企業債償還額の範囲内に抑える、横浜方式のプライマリーバランスの黒字を維持します。これにより年度末の企業債残高を20年度より1億円減の、1,974億円とします。

### エ 国際貢献の推進【拡充事業】

659万円

本市では長年にわたり国際貢献に大きな役割を果たしてきました。今後はこれまで蓄積してきた技術や経験を提供することによって、より主体的に海外の水道事業の向上に寄与してまいります。  
21年度は、アジアでの継続的な連携強化を行うとともに、引き続きアフリカからの研修生の受入を実施します。



## (6) 環境にやさしい水道システムを構築するために

### ア 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化

電力消費量を削減するため、自然流下系の水を最大限活用した水道システムの構築を目指します。

- ・環状4号線口径1,200mm配水管新設工事（再掲）

※本事業により、ポンプを使って給水している小雀浄水場の給水区域の一部を、自然流下系の川井浄水場から給水できるようになります。

### イ 太陽光発電など新エネルギーの活用

9億9,117万円

#### (ア) 太陽光・小水力発電設備の整備

9億8,817万円

小雀浄水場への太陽光発電設備の設置を促進するほか、導水路等の高低差による位置エネルギーを活用して、自然流下系の川井浄水場及び青山水源事務所で小水力発電設備を設置します。

21年度は、新たに540キロワットの設備を設置し、累計設備能力は約1,700キロワットになります。

#### (イ) 新エネルギー採用の可能性調査

(マイクロ水力発電) **【拡充事業】** 300万円

水道事業で可能な新たなエネルギーの開発を大学等研究機関と共同調査・研究を行います。

21年度は、\*減圧弁で損失させていた未利用エネルギーを水力発電により有効利用する、マイクロ水力発電機能を付加した減圧弁の製品試作等の開発を行います。

\*減圧弁：高水圧地区解消などの目的で設置され、配水区域内で水需要の変動に対応して配水管内を適切な水圧に制御（減圧）するための弁

### ウ 水道システムを活かした環境への取組

2,100万円

#### (ア) 直結給水拡大事業(4階直結直圧式給水)

再掲

4階直結直圧式給水を促進することにより受水槽が不要となり、受水槽やポンプの維持管理費や電力費が削減でき、環境に寄与することができます。

また、高水圧地区を自然流下配水区域に取り組むことで水圧を下げ、省エネ化を図る検討も行っています。

#### (イ) 高効率活性炭の使用の検討 **【拡充事業】**

(おいしい水を作るための調査研究 再掲)

現在、かび臭対策として、必要に応じ使用している粉末活性炭について、より除去性能の高い\*微粉炭の導入を検討し、省エネルギーの推進や廃棄物の削減を目指します。

\*微粉炭：粉末活性炭を破砕した微粉末の活性炭

#### (ウ) 水道管専用リサイクルシステムの試行の拡大 **【拡充事業】**

2,000万円

現在、民間事業者と共同研究として取り組んでいる「水道管専用リサイクルシステム」の試行を拡大し、低価格で安定的な水道管の需要体制の確保・環境負荷の低減・流通の効率化・品質の安定を図ります。

21年度は、取扱量を増量しシステムの検証を行います。

#### (エ) 水道水を利用した熱交換空調システムの検討 **【新規事業】**

100万円

外気温よりも低温な水道水を利用した熱交換空調システムを検討しポンプ場の電気室で使用される空調機の電力使用量の削減を目指します。

### エ 市民協働による水源の保全

(ア) 道志水源林ボランティア事業 再掲

(イ) 「横浜市水のふるさと道志の森基金」 再掲

### オ 環境教育の拡充(地域サービスセンターでのサービス展開 一部再掲)

1,000万円

水道局では、毎年190校程度の小学校が浄水場の施設見学に訪れるほか、職員が直接伺う出前水道教室を実施しています。

21年度は、これらの活動を充実させるほか、活動に参加できない小学校には別途教材提供を行い、環境教育を推進するとともに、私立小学校にも呼びかけます。

## Ⅱ 工業用水道事業会計

### 1 予算概況

21年度の工業用水道の契約水量は、供給工場の増加がある一方で減量する工場も見込まれることから、20年度に比べ1日当たり900m<sup>3</sup>の減としました。

料金収入は、20年度に比べ700万円の減収となりますが、業務の見直しによる経費の節減などにより、純利益は2億4,600万円を見込みました。資本的収支の不足額を補てんした後の21年度末の累積資金残額は、10億2,900万円を見込みました。

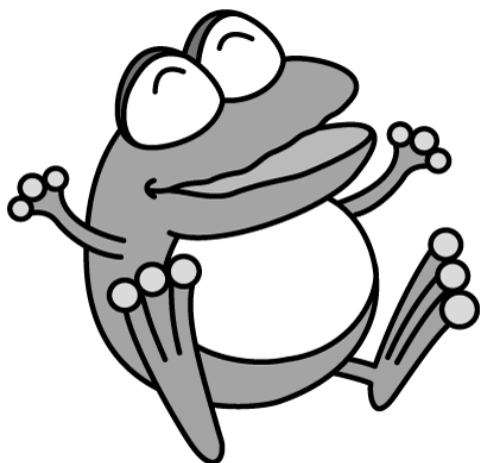
### 2 主要事業

#### 工業用水道施設の建設改良

11億6,448万円

老朽化や耐震対策として、配水管の更新工事や、小雀沈でん池の耐震補強等を行います。

- ・ 弁天町口径800mm配水管布設替工事
- ・ 市場西中町口径400mm配水管布設替工事
- ・ 栄町通一丁目口径400mm配水管布設替工事
- ・ 江ヶ崎町口径150mm配水管布設替工事
- ・ 元宮二丁目口径400mm配水管布設替工事
- ・ 小雀沈でん池等耐震補強工事





## (1) 業務の予定量

区 分	平成21年度予定	平成20年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
給水対象工場数	64 工場	62 工場	2 工場	3.2
1日当たり契約水量	268,300 m <sup>3</sup>	269,200 m <sup>3</sup>	△ 900 m <sup>3</sup>	△ 0.3
職 員 計 画	34 人	43 人	△ 9 人	△ 20.9

## (2) 当初予算比較

(単位:百万円)

区 分	平成21年度予算(案)	平成20年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
収 益 的 収 入	2,850	2,824	26	0.9
うち工業用水道料金	2,773	2,780	△ 7	△ 0.3
収 益 的 支 出	2,558	2,650	△ 92	△ 3.5
うち人件費	328	386	△ 58	△ 15.1
うち物件費等	1,395	1,412	△ 17	△ 1.2
差 引	292	174	118	—
<b>当 年 度 純 損 益</b>	<b>246</b>	<b>138</b>	108	—
資 本 的 収 入	298	288	10	3.4
うち企業債	99	132	△ 33	△ 25.0
資 本 的 支 出	1,507	1,375	132	9.6
差 引	△ 1,209	△ 1,087	△ 122	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 257	△ 248	△ 9	—
<b>累 積 資 金 収 支</b>	<b>1,029</b>	<b>1,287</b>	△ 258	—
企 業 債 残 高	4,960	5,194	△ 234	—

### Ⅲ 参 考

#### 1 平成21年度水道事業会計予算概要表

(税 込)

(単位：千円, %)

区 分		平成21年度当初予算		平成20年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	水 道 料 金	74,796,925	84.4	75,323,660	83.8	△526,735	△0.7	
	水 道 利 用 加 入 金	4,075,232	4.6	4,128,934	4.6	△53,702	△1.3	
	他 会 計 繰 入 金	5,502,595	6.2	6,004,008	6.7	△501,413	△8.4	
	浄 水 受 託 収 益	1,482,219	1.7	1,482,219	1.6	0	0.0	
	そ の 他	2,702,515	3.1	2,972,505	3.3	△269,990	△9.1	
	計	88,559,486	100.0	89,911,326	100.0	△1,351,840	△1.5	
支 出	人 件 費	18,505,285	22.1	18,888,319	22.5	△383,034	△2.0	
	物 件 費 等	21,701,635	25.9	21,958,117	26.0	△256,482	△1.2	
	動 力 費	2,281,339	2.7	1,877,985	2.2	403,354	21.5	
	薬 品 費	770,426	0.9	655,252	0.8	115,174	17.6	
	修 繕 費 等	7,286,080	8.7	7,777,732	9.2	△491,652	△6.3	
	委 託 料	4,962,278	5.9	4,957,745	5.9	4,533	0.1	
	そ の 他	6,401,512	7.7	6,689,403	7.9	△287,891	△4.3	
	企 業 団 受 水 費	18,349,185	21.9	18,154,648	21.6	194,537	1.1	
	企 業 団 補 助 金	152,000	0.2	348,000	0.4	△196,000	△56.3	
	減 価 償 却 費 等	19,828,025	23.8	19,470,857	23.1	357,168	1.8	
	支 払 利 息 等	5,033,962	6.0	5,270,339	6.3	△236,377	△4.5	
	特 別 損 失	35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0	
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
	計	83,655,092	100.0	84,175,280	100.0	△520,188	△0.6	
	収 益 的 収 支 差 引	4,904,394	—	5,736,046	—	△831,652	—	
	消 費 税 等 調 整 額	1,178,248	—	1,186,627	—	△8,379	—	
	純 損 益	3,726,146	—	4,549,419	—	△823,273	—	
資 本 的 収 入	企 業 債	11,364,000	80.1	12,954,000	84.2	△1,590,000	△12.3	
	一 般 会 計 出 資 金	1,321,000	9.3	1,146,000	7.4	175,000	15.3	
	工 事 負 担 金 等	765,892	5.4	880,222	5.7	△114,330	△13.0	
	国 庫 補 助 金	459,328	3.2	321,513	2.1	137,815	42.9	
	そ の 他	283,010	2.0	94,294	0.6	188,716	200.1	
		計	14,193,230	100.0	15,396,029	100.0	△1,202,799	△7.8
	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	28,021,257	69.4	28,026,143	66.4	△4,886	△0.0
		基 幹 施 設 整 備 事 業 費	10,300,000	25.5	10,000,000	23.7	300,000	3.0
		配 水 管 整 備 事 業 費	16,500,000	40.9	16,500,000	39.1	0	0.0
		そ の 他 建 設 改 良 費	1,221,257	3.0	1,526,143	3.6	△304,886	△20.0
企 業 債 償 還 金		11,508,741	28.4	13,329,656	31.5	△1,820,915	△13.7	
国 庫 補 助 金 返 還 金		29,874	0.1	41,614	0.1	△11,740	△28.2	
投 資		801,550	2.0	821,006	1.9	△19,456	△2.4	
予 備 費		30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
	計	40,391,422	100.0	42,248,419	100.0	△1,856,997	△4.4	
	資 本 的 収 支 差 引	△26,198,192	—	△26,852,390	—	654,198	—	
補 て ん 財 源	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	19,828,025	—	19,470,857	—	357,168	—	
	当 年 度 分 利 益 剰 余 金	3,726,146	—	4,549,419	—	△823,273	—	
	資 本 的 収 支 調 整 額	1,178,248	—	1,186,627	—	△8,379	—	
	計	24,732,419	—	25,206,903	—	△474,484	—	
	総 差 引	△1,465,773	—	△1,645,487	—	179,714	—	
	前 年 度 末 資 金 収 支 額	9,865,806	—	6,962,936	—	2,902,870	—	
	累 積 資 金 収 支 額	8,400,033	—	5,317,449	—	3,082,584	—	

注 (9,865,806)

注 ( ) は、平成19年度決算を反映した後の累積資金収支額

## 2 平成21年度工業用水道事業会計予算概要表

(税 込)

(単位：千円，%)

区 分		平成21年度当初予算		平成20年度当初予算		増 △ 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,773,013	97.3	2,780,139	98.4	△ 7,126	△ 0.3
	そ の 他	77,100	2.7	44,090	1.6	33,010	74.9
	計	2,850,113	100.0	2,824,229	100.0	25,884	0.9
益 的 収 入	人 件 費	327,532	12.8	386,140	14.6	△ 58,608	△ 15.1
	物 件 費 等	1,394,929	54.5	1,411,730	53.2	△ 16,801	△ 1.2
	負 担 金	1,088,520	42.5	1,039,031	39.2	49,489	4.8
	動 力 費	6,749	0.3	6,201	0.2	548	8.8
	薬 品 費	22,208	0.9	21,979	0.8	229	1.0
	修 繕 費 等	98,329	3.8	108,046	4.1	△ 9,717	△ 9.0
	そ の 他	179,123	7.0	236,473	8.9	△ 57,350	△ 24.3
	減 価 償 却 費 等	659,671	25.8	665,663	25.1	△ 5,992	△ 0.9
	支 払 利 息 等	158,913	6.2	169,908	6.4	△ 10,995	△ 6.5
	特 別 損 失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0
	予 備 費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0
	計	2,558,045	100.0	2,650,441	100.0	△ 92,396	△ 3.5
	収 益 的 収 支 差 引	292,068	-	173,788	-	118,280	-
消 費 税 等 調 整 額	45,915	-	36,087	-	9,828	-	
純 損 益	246,153	-	137,701	-	108,452	-	
資 本 的 収 入	企 業 債	99,000	33.3	132,000	45.8	△ 33,000	△ 25.0
	国 庫 補 助 金	98,600	33.1	129,000	44.8	△ 30,400	△ 23.6
	工 事 負 担 金	100,000	33.6	27,000	9.4	73,000	270.4
	計	297,600	100.0	288,000	100.0	9,600	3.4
	建 設 改 良 費	1,164,482	77.3	1,032,406	75.1	132,076	12.8
	工業用水道施設整備事業費	863,277	57.3	858,900	62.5	4,377	0.5
	そ の 他 建 設 改 良 費	301,205	20.0	173,506	12.6	127,699	73.6
	企 業 債 償 還 金	332,109	22.0	329,088	23.9	3,021	0.9
	国 庫 補 助 金 返 還 金	6,243	0.4	8,662	0.6	△ 2,419	△ 27.9
	投 資	0	0.0	1,045	0.1	△ 1,045	△ 100.0
予 備 費	4,000	0.3	4,000	0.3	0	0.0	
計	1,506,834	100.0	1,375,201	100.0	131,633	9.6	
資 本 的 収 支 差 引	△ 1,209,234	-	△ 1,087,201	-	△ 122,033	-	
補 て ん 財 源	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	659,671	-	665,663	-	△ 5,992	-
	当 年 度 分 利 益 剰 余 金	246,153	-	137,701	-	108,452	-
	資 本 的 収 支 調 整 額	45,915	-	36,087	-	9,828	-
	計	951,739	-	839,451	-	112,288	-
総 差 引	△ 257,495	-	△ 247,750	-	△ 9,745	-	
前 年 度 末 資 金 収 支 額	1,286,772	-	1,245,757	-	41,015	-	
累 積 資 金 収 支 額	1,029,277	-	998,007	-	31,270	-	

注 (1,286,772)

注 ( ) は、平成19年度決算を反映した後の累積資金収支額



はまっ子どし

Hamakko Doshi

道志の森の清流水

たねまる



横濱開港150周年

環境行動都市へ向け  
ハマッ子が行動します!

ヨコハマはG30

# 快適な市民生活を支える安心の水道

～次世代に引き継ぐヨコハマのおいしい水～

## 水道局を取り巻く情勢と課題

### ● 水道施設の老朽化と耐震性の向上

● 浄水場等の基幹施設の大部分が築造後 40 年以上経過しています。また、市内総延長 9,000 キロメートルを超える配水管も、逐次、更新時期を迎えることから、施設、配水管ともに計画的な更新と、さらには耐震性の向上が課題になっています。

### ● 料金収入の減少と新たな収入の確保

● 節水型社会の到来、ライフスタイルの変化による使用水量の減少に加え、景気低迷による大口使用者の使用水量も減少しており、水道料金収入が減少しています。

● 施設の計画的な更新とその財源を賄うための新たな収入の確保が必要となっています。

### ● 技術の継承、人材の育成

● 水道技術を支えてきた技術職員が大量退職を迎えており、技術の維持・継承並びに次世代の核となる人材育成が課題となっています。

## 基本目標

### ● トップレベルの安全でおいしい水をつくります

- 膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入
- 塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消

### ● 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けします

- 貯水槽水道の直結切替の促進
- 給水装置の管理などへの積極的な関与

### ● 災害に強い信頼のライフラインを築きます

- 水道施設の耐震化の促進
- 防災と災害対策の強化

### ● お客さま満足度の高い水道サービスを提供します

- 地域サービスセンターでのサービス展開
- 市民・企業との協働事業の推進

### ● 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮します

- 継続的な経営改革と簡素で効率的な執行体制の構築
- 新たなビジネスに向けた体制の検討

### ● 環境にやさしい水道システムを構築します

- 水道システムを活かした環境への取組
- 市民協働による水源の保全

## 21年度の取組

水道局では、平成 21 年 1 月に「横浜水道事業中期経営計画〔平成 21 年度～23 年度〕」を策定し、本年はその 3 年計画の初年度にあたります。水道事業を経営する“企業”として、計画を遂行するのみならず、それ以上のサービスの提供に向け、取り組んでいくことが大切です。そのため、内部管理費等のさらなる圧縮と新たな収入の確保などに努め、財政基盤の確立を図るとともに、職員が明確な意識をもって、計画を上回る結果が出せるよう、組織一丸となって取り組んでまいります。

水道局長 齋藤義孝

## 重点施策

～持続可能な水道事業に向けて～

### ★ 水道施設の更新・耐震化

▶ 昭和 40 年代の高度経済成長期の人口増に呼応して布設した水道管路を中心とする施設の更新改良と速やかな耐震化をすすめていきます。

### ★ 環境保全への貢献

▶ 環境にかかわりの深い水道事業は、製造・運搬の過程でのエネルギー消費産業であるとともに、本市が CO-DO30 計画を策定し、環境モデル都市として選定されていることから、積極的に環境施策に取り組んでいきます。

### ★ 国際貢献の推進

▶ これまでのノウハウを活用し、蓄積してきた技術や経験を、協力が必要な国々、とりわけ特に良好な関係を築いてきたアジアの国々を中心に、積極的に提供し貢献していきます。

### ★ 新たなビジネスの展開

▶ 国内外で水道事業の抱える課題解決に貢献できる業務分野について、新たなビジネス展開を行うため、体制の構築を検討します。

## 組織運営

～水道局職員としての行動原理～

### ★ 持続可能な経営体を目指した運営

▶ 水道事業は市民生活を支えるライフラインであり、持続可能なものとして存続する必要があり、また、お客さまの水道料金収入を原資とする、独立採算の“企業”であることを、全ての職員が再確認した上で、課題に向けた迅速・機敏な対応を心がけ、コストのかからない効率的な事業運営にあたります。

### ★ お客さまニーズを大切にし、信頼される誠実な運営

▶ お客さまからお寄せいただいた声に迅速・的確に対応するとともに、その声を全職員で共有化し、事業に反映させ、お客さま満足度 100%を目指します。  
 ▶ 「横浜市民行動基準」に従い、お客さまから信頼していただけるよう、誠実・公正に行動するとともに、局内の委員会等で点検・評価を継続的にを行い、コンプライアンスの推進を図ります。

### ★ トップランナーとしての誇りを持った運営

▶ わが国初の近代水道として常に国内をリードしてきた実績を活かし、環境分野、国際分野においても、その技術力・人材を活用して、課題解決にあたります。さらに、横浜開港 150 周年を祝い、水道局独自のイベントにも取り組み、組織運営の活力として、未来につなげる新たな一歩を踏み出します。

平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

トップレベルの安全でおいしい水を作るために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 道志水源林の保全	道志村に保有する本市水源かん養林(2,873ヘクタール)を保全します。	178ヘクタールの水源林を整備
* 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進	相模湖の湖底にたまった土砂の除去や水源地域の流域下水道整備事業への助成などにより、貯水容量の回復や水質保全等を図ります。	相模湖の堆砂率25.5% (平成31年度末)
* 膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入	川井浄水場をPFI手法により全面的に更新(21~25年度)します。 西谷浄水場では、高度浄水処理導入に向けた検討を行います。	川井浄水場:設計及び工事に着手 西谷浄水場:全体概要を検討
おいしい水を作るための調査研究	大学や他の水道事業者との連携により、かび臭等異臭味対策などの調査研究を進めます。	研究の推進及び報告書作成
* 安全でおいしい水の供給	塩素注入量を低減するため、水源水質の改善、浄水処理のレベルアップ、老朽配水管、鉛製給水管の取替促進など、総合的な対策を進めます。	6つの配水池で出口残留塩素濃度を0.1mg/L低減
* 横浜独自の水質目標に基づく水質管理	国際規格であるISO9001の品質管理及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続し、横浜独自の水質目標を達成します。	水質目標【長期目標】8項目中3項目達成

平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 鉛製給水管の早期解消	鉛製給水管のうち、道路部分については水道局が計画的に改良し、宅地内は工事費用の助成や、パイプイン・エコ工法により施工(無料)します。	道路下の改良:11,000か所[累計77,000か所] 宅地内の改良:10,000か所[累計36,000か所]
* 4階直結直圧給水の促進	新たに建築される中高層建物について、直結直圧式給水の対象を4階に拡大します。	既存建物の4階直結直圧式給水導入 (実施にあたっての基準を作成)
* 貯水槽水道の直結切替の促進	貯水槽水道の巡回点検サービス時に積極的な広報を行ない、切替を促進します。	直結給水の割合66.8%
* 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業	冷たくておいしい水が飲める環境をつくり、水道水の信頼を高めるため、教育委員会が行う校舎の改修工事に合わせて、学校内の屋内水のみ場の給水方式を直結給水方式に切り替えます。	36校(累計127校)
* 水道局による貯水槽水道の巡回点検	市内の貯水槽水道全施設を対象に、水質検査、貯水量等の点検をします	5,000件[累計15,000件]
* 道路下の老朽給水管の積極的な改良	漏水修理や配水管の更新時に合わせ、管理が容易で耐震性及び施工性に優れたステンレス製の給水管に更新します。	8,700か所(累計約37,000か所)

平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

災害に強い信頼のライフラインを築くために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 取水・導水施設の耐震補強	停電時にも安定して導水ができる自然流下系の取水・導水施設の耐震性を強化します。	自然流下系の導水管路の耐震化率94%
* 浄水場及び配水池の耐震化	計画的に更新改良を行い、浄水場及び配水池等の耐震化を進めます。	川井浄水場の耐震化 配水池の耐震化率32%(累計)
* 配水池等の整備	配水池は災害時には応急給水拠点となるため、新たな配水池の築造や古い配水池の改築を進めます。	汐見台配水槽築造中
* 浄水処理設備等の整備	浄水場の水処理の安定性を継続させるため、浄水施設の改良等を行います。	浄水場の再整備を実施
* 電機・計装設備等の計画的更新	安定給水のために必須となるポンプ設備や計装設備などを計画的に更新します。	計画的な設備更新を実施
* 緊急時の対応も可能とする送水機能の強化	各浄水場と配水池を結ぶ送水管等の整備を進め、水源事故や停電による浄水場の停止などの緊急時におけるバックアップ体制を強化し、一層の安定給水を図ります。	大環状線の整備率92%(累計)
* 配水幹線の整備	水圧の均等化や、漏水破裂事故時に断水区域や断水時間を少なくするため、管路のループ化やバックアップ管の整備など配水幹線の整備を行い、安定給水を確保します。	配水幹線の整備率76%(累計)
* 配水管腐食性土壌対策	腐食性土壌に埋設された配水管を耐用年数前に更新するものです。	小口径5km(改良率40%)、 大口径3.4km(改良率31%)
* 老朽管更新・耐震化	経年劣化で、漏水・破裂、赤水などが発生する恐れがある老朽管(821km)を12年度から22年度までの計画で更新を行っているもので、18年度から全面的に耐震管を採用しています。	老朽管98kmを更新、 管路(送・配水管)の耐震化率14%
配水ポンプ場への非常用発電設備の設置	大規模停電などの緊急時に備え、整備が完了済みの浄水場に加えて、他の系統からの切替えに長時間を要するポンプ場に非常用発電設備を設置します。	野毛山・菅田の配水ポンプ場に設置 (累計7ポンプ場の設置完了)
* 災害医療拠点病院などへの管路の耐震化	災害時に医療活動に支障をきたさないよう、災害医療拠点病院などに給水している配水管を耐震化します。	救急告示医療機関7か所の配水管を整備 耐震化率を48%(累計)
新型インフルエンザ対策	水道は市民生活に重要なインフラであり、万全の給水体制が必要なことから、国内での新型インフルエンザの発生に備え、職員用の感染防護具を備蓄します。	全職員50日分の「感染防護具」の備蓄を行うほか、人員の応援体制の構築などを行います。



## 平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 地域に身近なサービス提供	小学校での出前水道教室、自治会・町内会等との防災訓練に加え、地域の特性に即したより良いサービスの提供により、安心の水道をアピールします。	地域イベントに積極的に参加し、アンケートでのお客さま満足度を70%以上獲得
* 道志水源林ボランティア事業 (横浜市水のふるさと道志の森基金)	手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの手により整備します。 また、事業の財源として活用される「横浜市水のふるさと道志の森基金」の適切な存続を図ります。	道志村民有林を市民ボランティアにより5ヘクタールを整備(累計36ha)
* お客さまのニーズに応える情報発信	民間企業と協働して、水まわりに関する相談など、お客さまの困っていることの解消を支援するサービスやお客さまの関心のある情報を提供します。	お客さまへのサービスの提供
* 市民との協働による応急給水対策の強化	地域住民参加による災害用地下給水タンクや緊急給水栓の応急給水訓練を引き続き実施するとともに、車載用給水タンクを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水訓練参加者数(単年度) 地下タンク23,000人、配水池350人 その他緊急給水栓等17,000人</li> <li>・横浜防災ライセンス講習会受講者数 (累計)2,450人</li> </ul>
懇話会を活用した事業運営	開かれた水道経営を目指す目的で、さまざまな視点から助言・提言を求める懇話会を開催し、事業を取り巻く環境変化に機敏に対応し、持続可能な経営基盤の確立を図ります。	懇話会の創設、開催、事業への反映
* 「はまっ子どうし」の販売	横浜市のオフィシャルウォーターである「はまっ子どうし」の販売を通じ、「水のおいしい都市:横浜」の水道水の高い品質を積極的に広報します。	販売目標230万本
* 料金体系のあり方の見直し	水需要構造の変化に対応した料金体系のあり方の見直しを検討します。	料金体系のあり方の見直しを検討
「横浜の水プロモーション」の推進	「横浜の水」の安全性やおいしさを積極的にPRし、水道水の利用促進を図ります。	アンケートで、水道水への理解度80%以上

平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 持続可能な経営と簡素で効率的な執行体制の構築	検針及び料金未納整理業務について民間委託地域の拡大を推進しています。また、新たなビジネスにむけた体制の検討を行います。	人件費率約23% 新ビジネスへの体制の調査・検討を実施
* IT新時代に即した情報化の推進	水道局の業務システムやネットワーク等を最大限に活用し、お客さまサービスの向上や業務の効率化などを進めます。	情報セキュリティ対策や情報化推進人材の育成研修を通じた情報化の推進
* 人材育成施策の強化・技術継承の推進	職場でのOJTを基本に、集合研修や専門機関で行われる研修などを効果的に組み合わせ、職員の意識改革と能力開発及び技術の継承を進めます。	人材育成施策及び技術継承の推進
調査研究の強化と知的財産の開発	局内に「水道局研究開発推進委員会」を設け、組織的に研究開発を推進する体制を整備します。	知的財産申請10件、文献投稿等15件、コスト縮減効果額1億円以上
* 近隣水道事業体との広域的な連携	施設の共同利用による効率的な手法など、他事業体と広域化等について検討します。	他事業体との広域的な連携について検討
* 水道局資産の有効活用	貴重な経営資源である活用可能な資産を最大限に有効活用し、積極的に財源の確保を図ります。	不動産売却及び賃貸料収益等2億2千万円
* 企業債残高の縮減	企業債発行額を企業債償還額の範囲内に抑える、横浜方式のプライマリーバランスの黒字を維持します。	年度末の企業債残高の縮減 (20年度より1億円減の、1,974億円)
* 国際協力事業の拡充を通じた国際貢献の推進	長年にわたり国際貢献に大きな役割を果たしてきましたが、今後はこれまで蓄積してきた技術や経験を提供することによって、より主体的に海外の水道事業の向上に寄与します。あわせて、これに必要な人材の育成を図ります。	アジアでの継続的な連携強化、国際貢献を担う人材育成など国際協力事業を拡充

## 平成21年度水道局運営方針 <重点事業・取組>

### 環境にやさしい水道システムを構築するために

事業名 (*は中期経営計画(H21~23)で計画策定したものです。)	取組概要	目標
* 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化	自然流下系の水を最大限活用した水道システムを構築し、電力消費量を削減します。	配水量1m <sup>3</sup> の電力消費量 0.326kWh/m <sup>3</sup>
* 太陽光・小水力発電設備の設置	太陽光発電設備の設置を促進するほか、自然流下系の施設で小水力発電設備を設置します。	新たに540kWの設備を設置します。(累計1,743kW)
* 新エネルギー採用の可能性調査	マイクロ水力発電機能を付加した機器など新エネルギーに係る開発について大学等研究機関と共同調査・研究を行います。	マイクロ水力発電機能を付加した減圧弁の製品施策等の開発
* 4階直結直圧式給水の促進【再掲】	新たに建築される中高層建物について、直結直圧式給水の対象を4階に拡大します。	既設建物の4階直結直圧式給水の導入(基準作成)
* 高効率活性炭の使用の検討 【再掲:おいしい水を作るための調査研究】	より除去性能の高い微粉炭の導入を検討し、省エネルギーの推進や廃棄物の削減を目指します。	研究推進、報告書を作成
* 水道管専用リサイクルシステムの構築	民間事業者と共同研究として取り組んでいる「水道管専用リサイクルシステム」の試行を拡大します。	取扱量を増量しシステムの検証(1,000tのリサイクル化)
水道水を利用した熱交換空調システムの検討	外気温よりも低温な水道水を利用した熱交換空調システムを検討し電力使用量の削減を目指します。	水道水を利用した熱交換空調システムの検討(基礎データの収集・分析)
* 道志水源林ボランティア事業 (横浜市水のふるさと道志の森基金)【再掲】	手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの手により整備します。また、事業の財源として活用される「横浜市水のふるさと道志の森基金」の適切な存続を図ります。	道志村民有林を市民ボランティアにより5ヘクタールを整備(累計36ha)
* 水道局庁舎緑化によるヒートアイランド対策	ヒートアイランド対策や地球温暖化対策として、庁舎敷地や屋上スペースを有効活用し、緑のカーテン及び屋上を緑で覆う取組を推進します。	実施済事業所12か所
* 環境教育の拡充	小学生の浄水場の施設見学や、職員が直接伺う出前水道教室を充実させるほか、活動に参加できない小学校には別途教材提供を行い、環境教育を推進します。	環境教育実施校数 335校
* 環境報告書の充実	水源林の保護育成やリサイクルなど環境負荷を削減する取り組みを環境報告書で紹介していますが、次世代を担う子どもたちにも環境保全の関心、興味を深めていただくため、新たにジュニア版環境報告書を作成します。	ジュニア版環境報告書の作成・公表